

令和8年熊本地震に関する要望

令和8年（2026年）8月

熊 本 市

令和 8 年熊本地震に関する要望

令和 8 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震に際し、国におかれては直ちに非常災害対策本部を設置され、被災地の状況把握と支援ニーズへの対応を迅速に進めるとともに、激甚災害（本激）の指定や予備費の支出を決定されるなど、総力を挙げてご支援いただき、深く感謝申し上げます。

今回の地震は、平成 28 年熊本地震からの復旧・復興を進めてきた中、10 年という節目の年に、再び市民生活と地域社会に甚大な被害をもたらしました。今なお多くの市民が不自由な生活を余儀なくされており、平成 28 年熊本地震、令和 7 年 8 月豪雨に続く重複被災により、心身ともに深刻なダメージを受けています。

本市においては、73 万市民の命と暮らしを守り、一日も早い市民生活の再建と地域社会の再生を実現するため、発災から半月後の 8 月 14 日には震災復興本部を立ち上げ、全力で復旧・復興に取り組んでいます。また、県都・政令指定都市としての役割を果たすため、八代市や宇城市、氷川町に応援職員を派遣するなど、県南被災地への応援にも最大限努めています。

国及び関係機関におかれましては、被災者が一日も早く元の暮らしを取り戻すとともに、次なる大災害に備えた強靱なまちづくりなど復旧にとどまらない創造的復興に向け、今後とも人的・技術的・財政的支援をはじめ、被災地の実情に即した迅速かつ切れ目のないご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和 8 年（2026 年）8 月

熊 本 市 長 大西 一史

熊本市議会議長 田中 誠一

令和 8 年熊本地震に関する要望

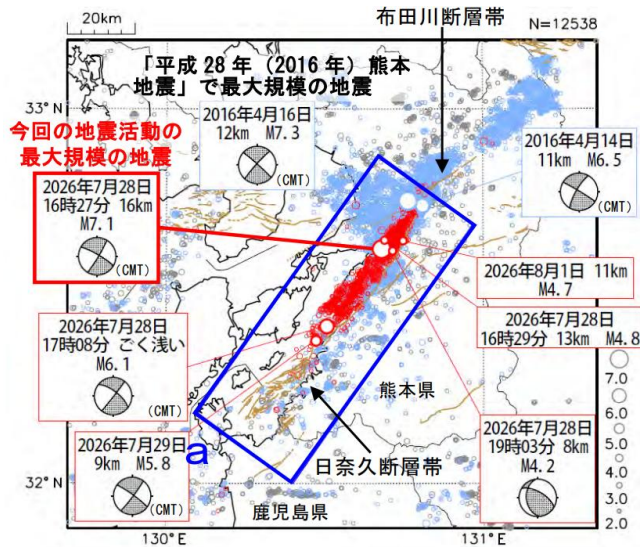
令和 8 年熊本地震の概要と国への要望の背景……………	P 1
被災者等への支援……………	P 3
公共土木施設、ライフライン等の早期復旧……………	P 8
被災者の健康と生活を支える医療・福祉体制の確保……………	P11
災害廃棄物の処理に関する支援……………	P15
教育環境の早期復旧及び児童生徒等の心のケアに対する支援…	P18
公共施設及び地域コミュニティ施設等の早期復旧……………	P23
文化財の早期復旧 ……………	P28
被災事業者等への支援及び地域経済の早期回復 ……………	P34
農漁業者の経営継続と農水産業施設の強靱化に向けた支援 ……	P38
災害復旧に係る財政等支援……………	P45

要望先府省庁

要望項目	頁	内閣府	こども家庭	総務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省
被災者等への支援	3	○		○								
公共土木施設、ライフライン等の早期復旧	8			○						○		
被災者の健康と生活を支える医療・福祉体制の確保	11	○	○				○					
災害廃棄物の処理に関する支援	15											○
教育環境の早期復旧及び児童生徒等の心のケアに対する支援	18					○						
公共施設及び地域コミュニティ施設等の早期復旧	23	○		○	○	○						
文化財の早期復旧	28			○		○				○		
被災事業者等への支援及び地域経済の早期回復	34						○		○		○	
農漁業者の経営継続と農水産業施設の強靱化に向けた支援	38							○				
災害復旧に係る財政等支援	45	○		○	○							

令和 8 年熊本地震の概要と要望の背景

令和 8 年熊本地震の概要



■発生

令和 8 年 7 月 28 日 16 時 27 分頃

■震源

熊本県熊本地方／深さ 16 km

■規模

M7.1 (横ずれ断層型)

■震度 (熊本市内)

南区 6 強

中央・東・西・北区 5 強

■最大避難者 (熊本市内)

2,487 人 (7 月 29 日 3 時時点)

出所：令和 8 年 8 月 12 日地震調査研究推進本部・地震調査委員会 令和 8 年熊本地震の評価

10 年間に最大震度 7 が 3 回

平成 28 年以降の約 10 年間に、熊本県では最大震度 7 を観測する地震が 3 回発生している。

平成 28 年 4 月 14 日	M6.5 / 最大震度 7 (益城町)
平成 28 年 4 月 16 日	M7.3 / 最大震度 7 (益城町・西原村)
令和 8 年 7 月 28 日	M7.1 / 最大震度 7 (宇城市・氷川町)

なお残る地震リスク

地震調査研究推進本部・地震調査委員会の令和 8 年 8 月 12 日付評価では、今回の地震における M7.1 の震源断層の主たる部分は、日奈久断層帯の「高野－白旗区間の一部」と「日奈久区間の北東部」に及んだとされているものの、断層帯全体が活動したとの評価はされていない。

地震調査委員会は、日奈久断層帯の高野－白旗区間及び日奈久区間について、活動時にそれぞれ M6.8 程度、M7.5 程度の地震が発生する可能性があり、30 年以内の地震発生確率はそれぞれ X ランク (不明)、S ランク (活断層における今後 30 年以内の地震発生確率が 3% 以上) と評価していた。

同評価 (下図) によると、M6.8 以上の地震を発生させて熊本県に影響を与える可能性のある活断層は、今回の地震で活動した断層以外にも多数存在す

る。今回の地震後の再評価を待つ必要があるが、「今回で断層帯のリスクが解消した」とする公的評価はない。

主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和8年（2026年）1月1日）＜都道府県別＞

地震調査研究推進本部の長期評価結果一覧から抜粋
(https://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/ichiran_pref.pdf)

都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュー ド)	我が国の主な活断層における相対的評価 (注4)			地震後 経過率 (注2)	平均活動間隔	
				地震発生確率 (注1)				最新活動時期	
				30年以内	50年以内	100年以内			
熊本県	布田川断層帯 (宇土半島北岸区間) ^(注38)	ふたがわだん そうたい	7.2程度以上	Xランク	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明	
	布田川断層帯 (宇土区間) ^(注38)		7.0程度	Xランク	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明	
	布田川断層帯 (布田川区間) ^(注38)		7.0程度	Zランク ^(注39)	ほぼ0% ^(注38)	ほぼ0% ^(注39)	ほぼ0% ^(注38)	8,100年-26,000年程度 ^(注40) 平成28年(2016年)熊本地震 ^(注39)	
	日奈久断層帯 (八代海区間) ^(注38)	ひなぐだんそう たい	7.3程度	S＊ランク	ほぼ0%～16%	ほぼ0%～30%	ほぼ0%～50%	0.1-1.6	1,100年～6,400年程度 約1,700年前以後、約900年前以前
	日奈久断層帯 (日奈久区間) ^(注38)		7.5程度	S＊ランク	ほぼ0%～6%	ほぼ0%～10%	ほぼ0%～20%	0.2-2.3	3,600年-11,000年程度 約8,400年前以後、約2,000年前以前
	日奈久断層帯 (高野－白旗区間) ^(注38)		6.8程度	Xランク	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 約1,600年前以後、約1,200年前以前
	緑川断層帯 ^(注5)	みどりかわだん そうたい	7.4程度	Zランク	0.04%～0.09%	0.07%～0.1%	0.1%～0.3%	不明	34,000-68,000年程度 不明
	出水断層帯	いずみだんそ うたい	7.0程度	A＊ランク	ほぼ0%～1%	ほぼ0%～2%	ほぼ0%～4%	0.3-0.9	概ね8,000年 約7,300年前以後、約2,400年前以前
	人吉盆地南縁断層	ひとよしぼんち なんえんだん そう	7.1程度	A＊ランク	1%以下	2%以下	4%以下	0.9以下	約8,000年以上 約7,300年前以後、約3,200年前以前
	万年山－崩平山断層帯 ^(注41)	はねやま－くえ のひらやまだ んそうたい	7.3程度	Zランク	0.004%以下	0.008%以下	0.03%以下	0.4以下	約2,100-3,700年 13世紀以後

※は今回の地震の震源断層

要望の背景

今回の要望は、度重なる自然災害と、解消されない地震リスク、市民や事業者のダメージの蓄積など、本市の特段の事情を背景とし要望するもの。

重複被災	令和8年熊本地震は、平成28年熊本地震からの復旧復興、令和7年8月豪雨への対応の途上で再び被災した。地域全体にダメージが蓄積しており、単発災害と同じ対応では復旧・復興が進まない。
Build Back Better	依然として解消されない地震リスクに備え、原形復旧にとどめず、上下水道、道路・橋梁、防災拠点、避難所、文化財等を、次のM7級の地震に耐えうるよう強靱化を図る必要がある。
県全体への貢献	熊本市は、自らの復旧と並行して県南の被災自治体を支援している。県都・政令指定都市として熊本県全体の復旧・復興に貢献するためにも、人的・財政的な下支えが必要である。

被災者等への支援

【内閣府・総務省】

提案・要望内容

- 1 被災した住宅の被害拡大防止及び被災者の早期の生活再建を図るため、緊急の修理及び応急修理に係る救助費基準額（上限額）を実態に即した水準へ引き上げていただきたい。
- 2 被災者の居住環境を迅速に確保するため、市営住宅を目的外使用により応急仮設住宅として供与する場合についても、災害救助法による救助として位置付け、入居に必要な修繕等に要する経費を救助費の対象としていただきたい。併せて、熱中症等の健康被害を防止するため、エアコンの設置に要する経費についても、建設型応急仮設住宅と同様に災害救助法の対象とし、必要な財政措置を講じていただきたい。
- 3 避難者の生活再建を促進するため、自宅の片付け、住宅修理の立会い、各種行政手続その他の生活再建に必要な活動のための移動について、災害救助法に基づく救助の対象として明確化するとともに、公共交通の空白地域など地域の実情に応じて、借上げバス等による巡回に加え、タクシー等の多様な輸送手段を活用できるようにしていただきたい。

現 状

- 令和8年熊本地震により、酷暑日を記録するなど記録的な酷暑・猛暑が続く中、多数の市民が避難生活を余儀なくされており、災害関連死を防止するため、避難生活における健康保持及び生活環境の改善が重要な課題となっている。
- 被災住宅については、8月21日現在で緊急の修理の相談が約200件以上、応急修理の相談が数十件寄せられており、今後さらに

相談件数及び申込件数の増加が見込まれている。

- また、一時提供住宅として活用している市営住宅については、被災者の居住環境確保のため、市独自施策として59戸にエアコンをリースにより設置している。既存の市営住宅を活用した住まいの提供は、新たな住宅建設を要することなく被災者に居住の場を早期に確保できる有効な手法となっている。
- 令和8年8月21日現在、137世帯200人が避難生活を継続している。多くの避難者が自宅から離れた拠点避難所で生活している一方、生活再建を進めるため、被災した家具・家財の片付けや家屋内外の清掃、住宅修理の立会い、各種行政手続等のため、自宅や関係機関等への移動が必要となっている。

課 題

- 被災した住宅の緊急修理及び応急修理は、住宅被害の拡大防止や被災者の早期の生活再建に重要な役割を果たすが、現行制度の基準額は、緊急修理が56,400円、応急修理が半壊以上757,000円、準半壊367,000円となっている。本市では、緊急修理について1件当たり20万円、応急修理について半壊以上150万円、準半壊70万円程度を要すると見込んでいる。中東情勢の緊迫化の影響も加わり資材価格や工事費が高騰する中、実態に即した応急措置や修理を実施するには十分とは言えない状況である。
- また、酷暑下・猛暑下における避難生活では熱中症対策が不可欠であり、被災者が避難所から一時提供住宅へ移行した後も、生命及び健康を守るための居住環境の確保が必要である。
- 市営住宅等の既存住宅ストックを活用した一時提供住宅は、新たな応急仮設住宅の建設や用地確保を要せず、被災者の住まいを迅速に確保できる有効な手法である。一方、被災者が実際に入居するためには、必要に応じて住戸の修繕や設備の整備を行う必要があるほか、熱中症等の健康被害を防止するため、エアコンの設置も不可欠

となる。こうした経費について、建設型応急仮設住宅では災害救助法による支援が行われるのに対し、市営住宅等を一時提供住宅として活用する場合には十分な支援の対象とならず、住まいの提供手法によって自治体の財政負担に差が生じている。

- 本市では、被災者の居住環境を確保するため、市独自の措置として、59戸にエアコンを設置しており、令和9年3月末までに約1,500万円の財政負担を見込んでいる。既存住宅ストックを活用した迅速かつ効率的な被災者支援を推進する観点からも、住まいの提供手法によって支援内容に差が生じることのないよう、市営住宅を活用する場合についても、入居に必要な修繕やエアコン設置等を災害救助法の対象とし、必要な財政措置を講じる必要がある。
- 被災者が生活再建を進めるためには、自宅の片付けや清掃、住宅修理の立会い、罹災証明書の申請等のため、自宅や行政機関等へ移動する必要がある。しかしながら、拠点避難所への集約が進む中、自宅から離れた場所で避難生活を送る被災者が増加しており、移動手段の確保が課題となっている。また、拠点避難所の閉鎖に当たっては、被災者の自宅等への帰宅を支援する移動手段の確保も必要である。加えて、当該輸送については災害救助法や災害救助事務取扱要領上の取扱いが明確に示されていない事例があり、自治体ごとの個別調整に依存していることから、被災者の生活再建に必要な移動を制度上明確に位置付ける必要がある。さらに、本市には公共交通の空白地域が存在し、被災者の移動先や利用時間も個々に異なることから、借上げバスによる定時・定路線型の輸送のみでは対応が困難なケースが想定される。このことから、被災者の移動手段を早急に確保するため、乗合型のAIデマンドタクシーの導入時期を前倒しし、9月1日より運行を開始するとともに、開始1か月間の運賃を無料とする緊急的な措置を講じることとしている。一方、被災者の状況や移動ニーズに対して、運行サービスの範囲で対応が困難な場合もあることから、一般タクシーによる個別輸送を併せて実施することが必要となる。

参考 1 緊急の修理・応急修理

災害救助法上の上限額（内閣府告示第 2 2 8 号 8 条）は、実際の修理に必要な額（見込み）と大きく乖離がある。

屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張（持家、借家）



- ・瓦のズレ
- ・下地材が露見等

損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御（持家、借家）



- ・モルタルの脱落、クラック等
- ・サッシ窓の破損、歪みによる柱の隙間等

	緊急修理	応急修理	
		半壊以上	準半壊
上限 （現行）	56,400 円	757,000 円	367,000 円
必要額 （見込み）	200,000 円	1,500,000 円	700,000 円

参考 2 拠点避難所からの移送支援

火の君文化センター前 ひのきみぶんかせんたーまえ【熊本市南区城南町舞原】		
平日 城南・熊本方面	土曜 城南・熊本方面	日祝 城南・熊本方面
路線 Mto-1	路線 Mto-1	路線 Mto-1
行先 桜町バスターミナル	行先 桜町バスターミナル	行先 桜町バスターミナル
経由 イオン熊本 田部	経由 イオン熊本 田部	経由 イオン熊本 田部
5	5	5
6 36	6	6
7	7	7
8 15	8	8
9 49	9	9
10	10 06	10 11
11	11	11
12	12	12
13	13 18	13
14 28	14	14 50
15	15	15
16 33	16 10	16
17	17	17
18	18	18
19	19	19
20	20	20
21	21	21
22	22	22
23	23	23
24	24	24

一例として、熊本市南区の避難所の最寄りバス停「火の君文化センター前」から市中心部方面へのバスの運行本数は、平日 5 本、土曜日 3 本、日祝日 2 本と限られている。

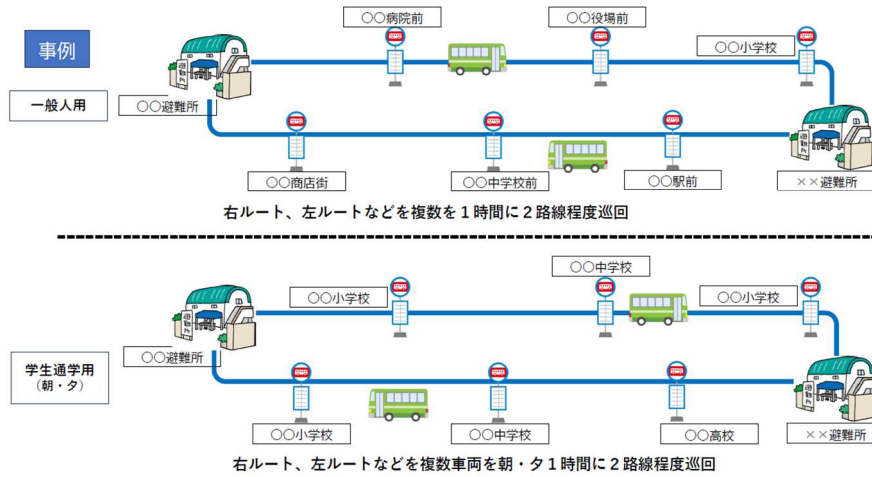
熊本バス「区間検索・運賃案内」

<https://www.kuma-bus.co.jp/>（2026 年 8 月 21 日）

拠点避難所からの避難者の移送支援

内閣府防災担当

拠点避難所が移設され、自宅から避難所が遠くなった避難者が病院や役場など各地区の停留所的な場所への輸送については、例えば、マイクロバスや大型バスなどを借り上げていただき、定期的に巡回をしていただければ、救助費での国庫負担が可能。

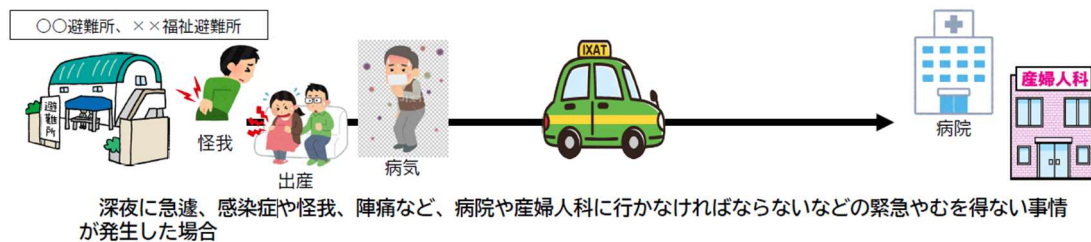


1

高齢者や障害者などの要配慮者については、バスなどへの乗降が困難な場合もあるため、車椅子に乗ったままでも乗降できる専用車両（介護タクシー）などで、病院や自宅などへ送迎をしても、救助費の国庫負担の対象することは可能。



緊急やむを得ない事情が発生した場合には、タクシーの利用は可能であり、救助費による国庫負担の対象とすることは可能。



2

公共土木施設、ライフライン等の早期復旧

【国土交通省・総務省】

提案・要望内容

- 1 道路、橋梁、河川、公園、上下水道等の早期復旧に向け、災害復旧事業に必要な予算を確保するとともに、国庫負担率・補助率の嵩上げ、地方負担分に対する交付税措置等、十分な財政措置を講じていただきたい。
- 2 道路等の舗装打換え、側溝補修、被災設備の改修、水道本管の破損を伴わない給水管の破断及び二次災害防止のための緊急点検等を補助対象としていただきたい。また、すでに補助対象となっているものについても、補助条件の緩和及び各種申請や照会手続の簡素化・迅速化を図っていただきたい。
- 3 公共土木施設及びライフラインの復旧に当たっては、単なる原形復旧にとどまらず、耐震化等による防災・減災機能の強化に必要な経費を補助対象とするとともに、災害復旧事業に必要な人的・技術的支援を講じていただきたい。
- 4 国管理施設について、早期復旧に向けた特段の措置を講じるとともに、河川堤防の耐震化等による防災機能の強化を図っていただきたい。

現 状

- 令和 8 年熊本地震により、本市では道路、橋梁、公園、上下水道等の公共土木施設及びライフラインに広範な被害が発生している。国庫補助の対象として把握している被害は、道路 5 件、橋梁 6 件、水道 3 1 9 件、下水道 1 0 件、公園 7 件であり、総被害額は約 42 億 8550 万円に上っている。このほか、市の単独事業による復旧を要する公共土木施設が多数存在する。

- 上下水道施設では、水道本管や下水処理施設などに大きな被害が発生したほか、給水管の破断等の比較的軽微な被害が市内各所に点在している。

課 題

- 公共土木施設及びライフラインの被害は市内各所に点在し、少額の復旧工事も多数発生している。これらの災害復旧事業には採択基準額が設けられており、少額な復旧工事は国庫負担・補助の対象とならない。このため、小規模被害が多数発生した場合には、被災自治体に多額の単独負担が生じている。
- 道路等の舗装打換え、側溝補修、被災設備の改修及び二次災害防止のための緊急点検等についても、現行制度では一部が補助対象とならない場合がある。しかし、これらは安全な利用を早期に確保し、被害の拡大や二次災害を防止するために不可欠であり、災害復旧に必要な一連の経費として支援対象とする必要がある。
- 上下水道施設では、水道本管の破損を伴わない給水管の破断が多数発生しているが、給水管は現行の災害復旧制度では国庫補助の対象外とされている。このため、市民生活に直結する施設であるにもかかわらず、その復旧費を水道事業が単独で負担する必要がある。
- 地方公営企業災害復旧事業債は、補助事業及び単独事業ともに充当率100%とされているものの、公営企業債の償還に係る特別交付税措置には一定の適用条件があることから、適用条件の緩和が必要である。
- 災害復旧事業は原形復旧を基本としているが、早期復旧及びビルド・バック・ベターの視点を踏まえた機能回復が図られるよう、採択基準の緩和も含めた支援制度の更なる充実が必要である。
- 道路、橋梁、河川、公園、上下水道等の災害復旧を同時に進めるため

には、多数の技術職員と専門的な知見が必要である。被害調査、災害査定、設計、積算及び工事監理等を迅速に実施するため、継続的な人的・技術的支援が必要である。

- 国が管理する河川等についても、施設の復旧の遅れが市民生活や地域の安全に影響を及ぼすことから、早期復旧に向けた措置が必要である。また、復旧に併せて河川堤防の耐震化等を進め、防災機能を強化する必要がある。

参考 道路・水道等の被害状況



【道路】南区 市道奥古閑町銭塘町第1号線



【水道】北区清水亀井町(亀井4井)

被災者の健康と生活を支える医療・福祉体制の確保

【厚生労働省・内閣府・こども家庭庁】

提案・要望内容

- 1 医療機関、社会福祉施設等の早期復旧に向け、医療施設等災害復旧費国庫補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の十分な予算を確保するとともに、補助率の嵩上げを図っていただきたい。
- 2 医療機関、社会福祉施設等の建物及び設備に加え、医療・福祉サービスの提供に必要な備品等についても補助対象としていただきたい。
- 3 施設の復旧に当たっては、原形復旧に加え、耐震化、設備更新その他の防災・減災機能の強化など、施設のレジリエンス向上に資する整備に対しても、必要な財政措置及び制度上の措置を講じるとともに、柔軟な運用を図っていただきたい。
- 4 被災者の健康維持及び災害関連死の防止を図るため、被災者見守り・相談支援事業等による見守り活動、相談支援及びコミュニティ形成支援に対する継続的な財政措置を講じていただきたい。

現 状

- 令和 8 年熊本地震により、市内では医療機関 9 0 施設、高齢者施設 2 9 9 施設、障害福祉施設 1 1 7 施設、児童福祉施設等 1 4 5 施設において建物被害やライフライン障害が発生し、施設機能の維持及び復旧に多額の経費と労力を要している。
- 医療機関、社会福祉施設等では、建物や設備に加え、医療・福祉サービスの提供に必要な備品等にも被害が生じている。

- 現在、避難所避難者及び在宅避難者等に対し、保健師等を中心とした健康支援及び生活支援を継続しているところである。今後、仮設住宅等への移行に伴い、生活環境や人間関係の変化が見込まれている。

課 題

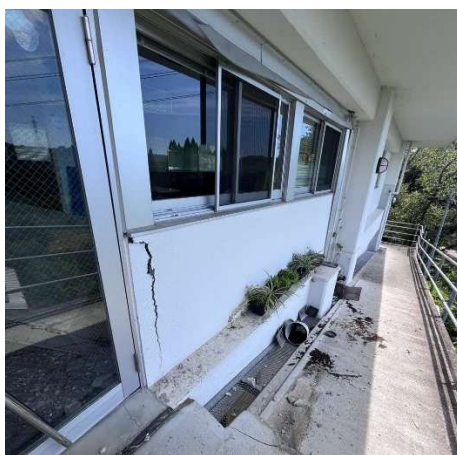
- 高齢者や障がい者をはじめとする要配慮者に対する医療・福祉サービスを継続的に提供するためには、被災した医療機関、社会福祉施設等の早期復旧が不可欠である。しかしながら、現行の災害復旧制度では、補助対象とならない備品等があり、早期再開の支障となっている。
- また、激甚災害指定による補助率の嵩上げ措置が講じられているものの、施設設置者にはなお一定の負担が残ることから、民間の医療機関、社会福祉施設等の早期復旧の妨げとなることが懸念される。
- 平成28年熊本地震、令和7年8月豪雨で被災し、国庫補助等により復旧したにもかかわらず、今回再び同様の被害を受けた施設がある。したがって、単に被災前の状態へ復旧するだけでなく、将来の災害時において、医療・福祉サービスの継続的な提供体制が可能となるよう、耐震化、浸水対策、非常用電源の確保、設備の更新等を行う必要がある。
- 被災施設においては、職員も限られるなか災害復旧対応に追われているため、被災箇所の特定も十分に進まないうえ、書類作成等に充てる時間を確保できていないのが現状である。協議書の提出期限については、激甚災害の指定を受けたことにより発災後60日以内まで延長されたものの、補助申請に係る必要書類の簡略化及び十分な申請期間を設ける等なお一層の配慮が必要である。
- 仮設住宅等への移行後は、地域とのつながりや住民同士の関係性が希薄化し、社会的孤立が進行することが懸念される。特に要配慮者については、健康状態の悪化や孤独・孤立の深刻化、さらには孤独死や災害関連死のリスクが高まることが懸念される。

- 平成 2 8 年熊本地震においては、直接死を大きく上回る災害関連死が発生した。この教訓を踏まえ、被災者の健康と生活を支えるためには、被災した医療・福祉サービスの早期復旧を図るとともに、見守り及びコミュニティ形成支援を継続的に実施し、孤独・孤立の防止及び災害関連死の未然防止を図る必要がある。

参考 1 被害施設数一覧

区分	施設数	被害状況・金額
医療機関	9 0 施設	貯水タンク破損、ひび割れ（外装内装、病棟、玄関） 備品（モニター・診療用エックス線装置等医療機器、PC） 水道管（破損）漏水、スプリンクラー漏水、床の波打ち、ボイラ ー の破損、増築部分接合部の段差発生、空調設備の不具合等
高齢者施設	2 9 9 施設	壁の剥離、窓ガラスの破損、水漏れ、エキスパンションジョイントの隆起、エレベーターの異常、照明機器の破損等
障害福祉施設	1 1 7 施設	地下水くみ上げポンプ不良、給電設備の損傷、壁の剥離、窓ガラスの破損等
児童福祉施設等	1 4 5 施設	外壁ひび・崩落、扉脱落・建具のずれ、天井材破損、屋根・窓の損傷、園庭ひび等
合計	6 5 1 施設	

障害福祉施設の被害状況



介護施設の被害状況



児童福祉施設等の被害状況



参考 2 平成 2 8 年熊本地震の人的被害（平成 2 9 年 3 月 3 1 日現在）

熊本市の死者数	死者数：69人 【内訳】 直接死 6人(二次災害2人含む。) <u>関連死63人</u>
行方不明者数	0人
重傷者数	728人

災害廃棄物の処理に関する支援

【環境省】

提案・要望内容

- 1 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に向け、被災自治体の支援ニーズを一元的に集約・調整し、人的・技術的支援、情報その他の必要なりソースを効果的に配分するなど、被災自治体に対する支援体制を強化していただきたい。
- 2 国、都道府県及び市町村が連携し、大規模災害時に都道府県域を越えて被災自治体を円滑に支援できる、広域的かつ恒常的な体制・仕組みを構築していただきたい。

現 状

- 令和8年熊本地震により、多数の住家が被害を受け、片付けごみやブロック塀の倒壊物等、大量の災害廃棄物が発生している。
- 通常の一般廃棄物処理に加えて災害廃棄物の収集・処理が必要となったことから、廃棄物処理業務が大幅に増加し、その対応に必要な職員や廃棄物収集作業員等の人員が不足するなど、処理業務に支障が生じている。
- 災害廃棄物を迅速に処理するためには、専門職員による技術的支援に加え、収集運搬、仮置き、分別、処理等の各段階において、人員、車両、重機、資機材等を確保し体制を整える必要がある。
- 特に被害が甚大であった熊本県南地域を支援するため、環境省、熊本県及び熊本市は、被災自治体の災害廃棄物処理に係る支援ニーズを一元的に集約・調整し、必要なりソースを効果的に配分することを目的として、「災害廃棄物支援調整本部」を共同で設置した。

課 題

- 災害廃棄物の処理が長期化した場合、被災住宅の片付けや解体、生活環境の回復が遅れ、被災者の生活再建や地域の復旧・復興の妨げとなるなど、大きな心理的負担につながる。このため、通常の処理体制を大きく上回る業務量に対応できるよう、人員、車両、重機、資機材等を迅速に確保する必要がある。
- 大規模災害時には、複数の自治体から同時に支援要請が生じる一方、必要な支援ニーズや時期は、被害状況や処理の進捗に応じて変化する。また、災害廃棄物の処理には、収集・運搬、仮置場の確保・運営、廃棄物の分別、被災家屋等の公費解体など、各段階に応じた専門的な知識と経験を有する人材や廃棄物の処理量に応じた人員が必要となるが、被災自治体のみで確保することには限界がある。
- そのため、被災自治体ごとの支援ニーズを一元的に把握し、専門職員、人員、車両、重機、資機材その他のリソースを適時かつ効果的に配分する調整機能が必要である。また、災害廃棄物処理の実務経験を有する職員の派遣をはじめ、継続的な人的・技術的支援を行う体制の確保が求められる。
- 今回設置した「災害廃棄物支援調整本部」は、環境省、熊本県及び熊本市が共同して支援ニーズの集約・調整を行うものであり、八代市、宇城市、氷川町の支援ニーズを共有し早期の人員派遣に繋げるなど、被災自治体を円滑に支援する上で有効な取組である。一方、このような体制を災害発生後に個別に構築した場合には支援開始までに時間を要するおそれがあるため、平時から関係機関の役割分担や連携手法を明確にした恒常的な仕組みを整備しておく必要がある。
- さらに、広域かつ甚大な被害が発生した場合には、被災都道府県のみでは対応が困難となるおそれがある。このため、国、地方公共団体、民間事業者及び関係団体が連携し、都道府県域を越えた職員の派遣や資機材の確保など、広域処理を円滑に実施できる広域支援体制を構築する必要がある。

参考 住宅地等に排出された片付けごみの状況

【家電4品目や片付けごみの排出状況】



【家電4品目や片付けごみの回収状況】



教育環境の早期復旧及び 児童生徒等の心のケアに対する支援

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 被災した学校施設及び給食施設の早期復旧に必要な予算を十分に確保し、国庫負担率の嵩上げを行うとともに、地方負担分について最大限の財政措置を講じていただきたい。また、酷暑時・猛暑時における児童生徒の安全な教育環境及び避難所の良好な生活環境を確保するため、体育館等の空調設備を含む防災・減災機能の強化について、補助率の嵩上げなど十分な財政措置を講じていただきたい。
- 2 着工前までに提出する書類を集約するなど、災害復旧に係る手続を簡素化・迅速化するとともに、復旧方法及び事業費の変更に柔軟に対応していただきたい。また、早期復旧に必要な技術職員の派遣等の人的・技術的支援を講じていただきたい。
- 3 被災した児童生徒を中心に、保護者及び教職員を含めた継続的かつ専門的な心のケアを実施するため、本市を「災害時緊急スクールカウンセラー活用事業」の対象自治体とし、必要な事業費について全額国庫補助による財政措置を講じていただきたい。

現 状

- 令和8年熊本地震により、市立学校全145校のうち113校、給食調理場全98場のうち43場で被害が確認されている。
- 学校施設では、校舎間のエキスパンションジョイントの破損、柱・壁の大規模なひび割れ、内装・建具の破損、天井材の落下、地中埋設配管の破損による漏水等が発生している。給食施設では、柱・壁のひび

割れ、大型冷蔵庫等の調理設備機器の転倒・破損等が確認されている。

- 被害が広範囲に及んでいることから、一部の建物では使用を停止しており、改修・修繕の完了まで教育活動や学校給食の実施に影響が生じる状況である。
- 学校施設及び給食施設の復旧に係る想定事業費は約 1 3 億円であり、内訳は学校施設約 1 2 億円、給食施設約 1 億円である。今後、被害調査や復旧事業の調査設計が進むことに伴い、事業費が増加する可能性がある。
- 発災時期が真夏であり、酷暑日・猛暑日を記録する厳しい気候の中、体育館等は教育活動の場であるとともに避難所としても使用されることから、空調設備の整備が必要となっている。
- 児童生徒は、家屋の損壊を見聞きし、停電や断水、自宅を離れての避難所生活等を経験するなど、生活環境の大きな変化に直面している。
- 児童生徒等の心のケアに必要なスクールカウンセラーの配置経費として、1,306 万 4 千円を見込んでいる。

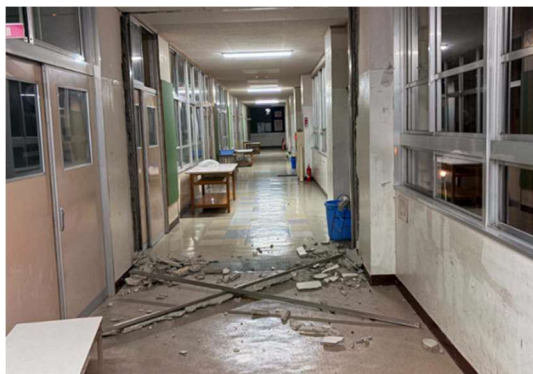
課 題

- 多数の学校施設及び給食施設が同時に被災しており、安全確認、被害調査、設計、積算及び工事監理等の業務が集中している。一方、これらに対応する建築職等の専門人材が不足しているため、早期復旧に向けた技術職員の派遣が必要である。
- 学校施設及び給食施設の復旧には多額の経費を要する。公立学校施設災害復旧費国庫負担法等による国庫負担制度を活用する予定であるが、国庫負担率が 3 分の 2 の場合、地方負担が大きくなることから、国庫負担率の嵩上げと地方負担分への十分な財政措置が必要である。
- 災害復旧に係る国庫負担・補助制度の事務手続が煩雑であり、復旧事

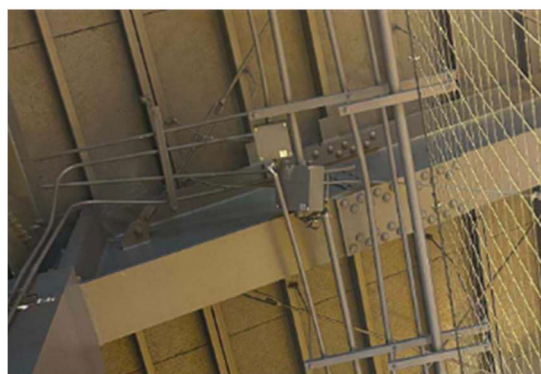
業の着手や事業完了までに時間を要するおそれがある。また、余震や詳細調査の進展により、新たな損傷が判明する場合も想定されるため、復旧方法及び事業費の変更に柔軟に対応できる制度運用が必要である。

- 施設を被災前の状態に戻すだけでは、酷暑下・猛暑下における教育活動や避難所運営に必要な環境を十分に確保できない。このため、復旧に併せて体育館等の空調設備を整備するなど、安全性と防災機能を高める取組への財政措置が必要である。
- 被災体験による心理的影響は、発災直後に限らず、中長期にわたって現れることが懸念される。心身の不調、不安定な行動、学習意欲の低下等を早期に把握し、学校生活への円滑な適応につなげるため、平時を上回るスクールカウンセラーの配置が必要である。
- 児童生徒への支援を効果的に実施するためには、保護者や教職員への相談支援を併せて行い、学校全体で組織的に対応する必要があるが、平成28年熊本地震において、カウンセリングが必要な児童生徒は最大2,143人、その5年後の調査では171人の児童生徒がおり、震災における心への影響は長期にわたることが確認できている。本市単独で長期にわたって十分な専門人材と財源を確保することには限界があるため、国による継続的な財政措置が必要である。

参考 1 学校施設の被害状況



京陵中学校
エキスパンションジョイントの破損



下益城城南中学校
体育館の設備部材の脱落



城東小学校
外壁の損傷

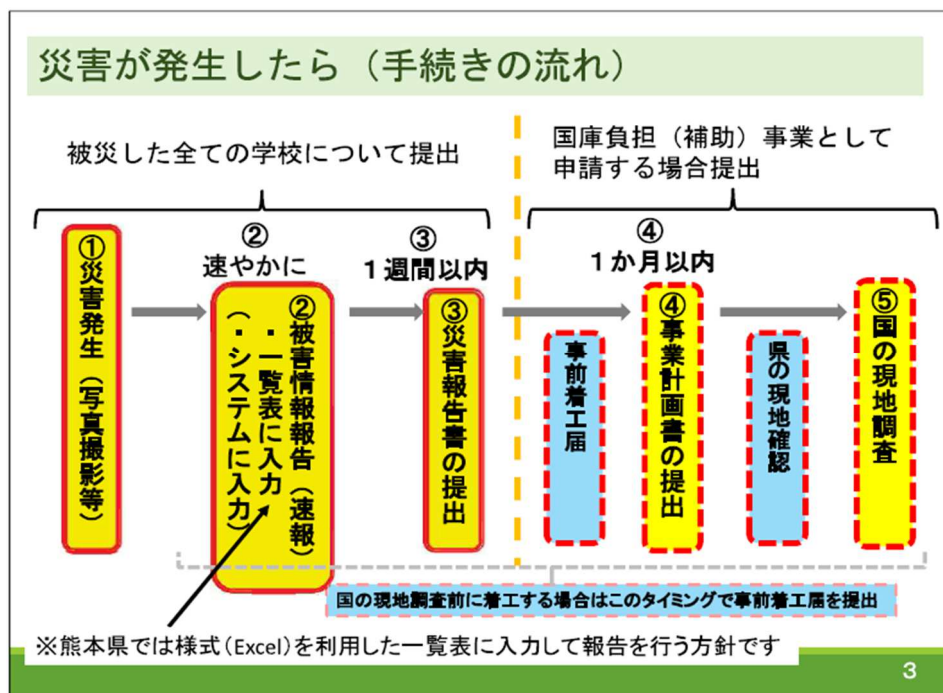


城西共同調理場
外壁の波うち

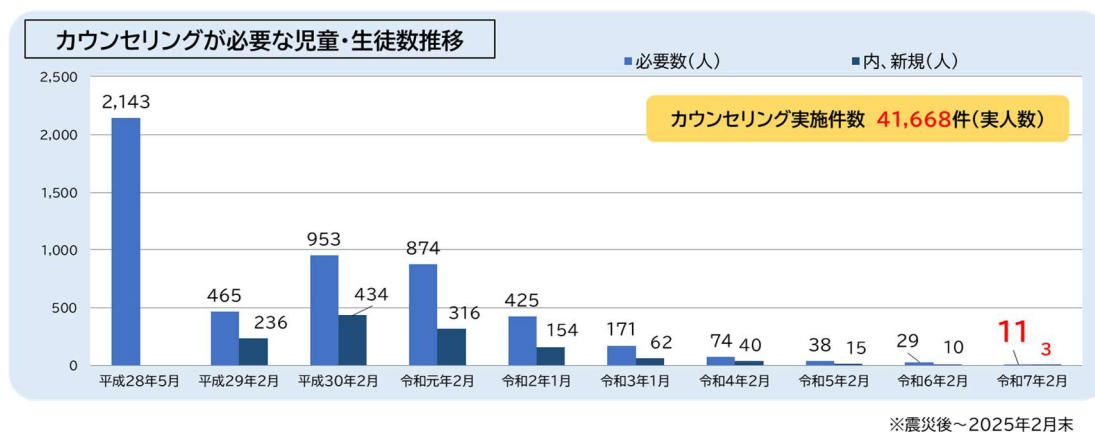
参考2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法等による国庫負担制度の流れ

学校施設の災害復旧に係る国庫負担を求めるに当たって、被害情報報告及び災害報告書（下図 ～ ）の提出について一つにまとめることが可能となれば、事務が簡素化される。

また、災害復旧事業のほとんどが、国の現地確認等を待たずに復旧工事等を行うため、事前着工届の提出が必要であるが、下図 及び事前着工届をまとめた形で申請が可能となれば、更に事務が簡素化・迅速化される。



参考3 カウンセリングが必要な児童・生徒数推移（平成28年熊本地震）



公共施設及び地域コミュニティ施設等の早期復旧

【総務省・財務省・文部科学省・内閣府】

提案・要望内容

- 1 令和8年熊本地震により被災した本庁舎、区役所、文化施設、スポーツ施設その他公共施設の早期復旧のために必要な予算を確保するとともに、補助率の嵩上げその他の財政措置を講じていただきたい。
- 2 公共施設の復旧に当たっては、原形復旧にとどまらず、耐震化、設備更新、非常用電源の確保その他の防災・減災機能の強化を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進する観点から、レジリエンスの向上及び創造的復興に資する施設整備に対し、必要な財政措置及び制度上の措置を講じていただきたい。
- 3 本庁舎及び区役所庁舎について、災害対策本部機能をはじめとする行政機能を将来にわたり確実に維持できるよう、復旧のみならず改築、更新及び機能強化を含めた施設整備に対する財政措置を講じていただきたい。
- 4 公共施設の復旧と併せて実施する耐震化、防災設備整備その他の防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化など、継続的かつ安定的な財政措置を講じていただきたい。
- 5 住民交流、防災活動、見守り活動その他の公益的な地域活動の拠点として、地域住民が共同で利用・管理してきた地域公民館や地域コミュニティ施設等について、平成28年熊本地震からの復旧・復興の途上で再び被災するなど、重複被災の影響を受けている実情を踏まえ、被災自治体がそれらの再建・修繕を支援する場合は、地域コミュニティ機能の早期回復のために十分な財政措置を講じていただきたい。

現 状

- 令和 8 年熊本地震により、本市が所管する公共施設において多数の被害が発生している。令和 8 年 8 月 2 1 日現在、本庁舎及び区役所関係施設、文化施設、スポーツ施設をはじめ、多くの公共施設において被害を確認している。
- 本庁舎及び区役所では、ガラス破損、天井材の落下、内外壁のひび割れ、空調設備その他設備機器の故障等が発生しており、一部施設では応急対応や復旧工事を実施している。
- 文化施設では、市民会館、美術館、博物館等において、天井や壁面の損傷、漏水、設備機器の故障等が発生しており、一部施設では利用制限や休館を余儀なくされている。
- スポーツ施設では、体育館、運動施設、弓道場等において天井の落下、壁面のひび割れ、設備の損傷等が発生しており、安全確認や復旧工事のため利用停止となっている施設がある。被災した 2 2 施設のうち 5 施設は、令和 8 年 8 月 2 1 日現在も営業を再開できていない。
- 公共施設の被害額については現在精査中であるが、施設本体に加え、空調設備、昇降機設備、電気設備その他付帯設備にも広範な被害が生じており、多額の復旧費用が見込まれる。
- 令和 8 年熊本地震により、市内各地域において、地域公民館、地域コミュニティセンター、神社、石碑、お堂等の地域コミュニティの拠点施設が被災している。
- これらの施設は、住民相互の交流、防災活動、見守り活動その他の地域活動の拠点として、また、地域住民による祭りや伝統行事の継承の場として長年活用されており、地域コミュニティの維持・形成に重要な役割を担っている。平成 2 8 年熊本地震からの地域の復旧・復興を支える地域活動拠点として機能してきたが、今回の地震により再び被災したことで、地域活動や住民交流の場の確保が困難となり、地域

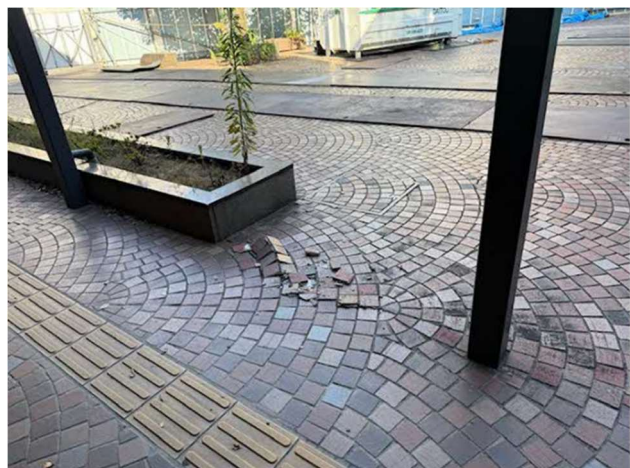
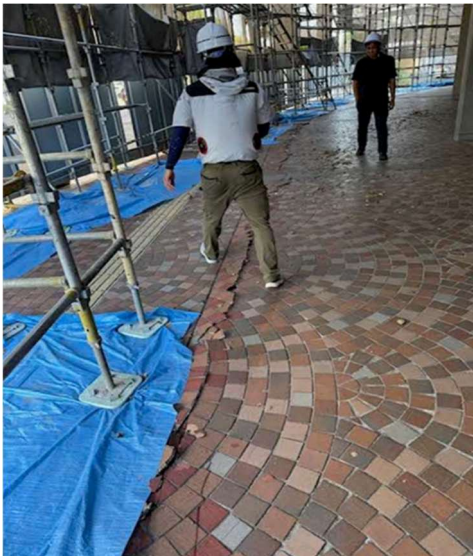
コミュニティ活動の継続や住民交流の機会の確保に支障が生じている。

課 題

- 本庁舎、区役所、文化施設及びスポーツ施設は、市民生活や地域活動を支えるとともに、災害時には避難所や災害対応拠点として重要な役割を担う施設であり、一日も早い機能回復が必要である。
- スポーツ施設においては、多数の施設が利用停止となっていることから、市民のスポーツ活動や健康づくりの機会が制限されているほか、各種大会やイベントの開催、地域コミュニティ活動にも影響が生じている。このため、施設の早期復旧と機能回復が必要である。
- 公共施設の復旧には多額の財政負担を要することに加え、資材価格や労務単価の上昇により復旧費用が増大する可能性があり、地方公共団体のみで早期復旧に対応することは困難である。
- 公共施設には平常時の市民サービス提供機能に加え、災害時には避難所や災害対応拠点としての機能が求められる。このため、今回被災した公共施設については、単に被災前の状態へ復旧するだけでなく、施設の耐震性や防災機能の向上、市民サービスの充実などを図り、公共施設のレジリエンス向上につながる創造的復興を進める必要がある。
- また、将来の大規模地震や激甚化する自然災害に備え、公共施設のレジリエンス向上を図るため、復旧と併せて耐震化や設備更新等の防災・減災対策を実施する必要があるが、多額の財政負担を伴うことから、5年間延長され令和12年度までの時限措置とされている緊急防災・減災事業費については、恒久化を含めた継続的かつ安定的な財政措置が必要である。
- 地域公民館、地域コミュニティセンター等は、平時の住民交流や各種地域活動に加え、災害時には情報共有、防災活動及び被災者支援

などを行い、地域コミュニティを支える中核的な活動拠点である。これらの施設の被災により、地域活動や住民交流の機会の確保が困難となり、特に平成28年熊本地震からの復旧・復興の途上にある地域では、地域コミュニティ機能のさらなる低下が懸念されている。このため、地域コミュニティ機能の早期回復に向け、被災自治体が地域の実情に応じて実施する再建・修繕支援事業に対し十分な財政措置が必要である。

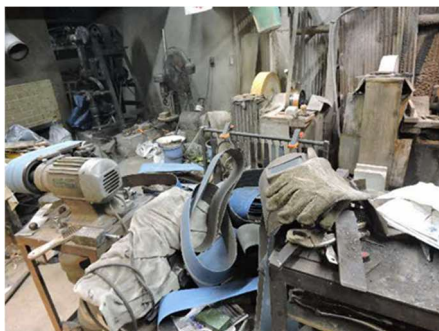
参考1 市民会館の被害状況



【被害状況】

地下設備室で留め具破損、前庭のタイル破損、事務等の中2階女子トイレ機械警備センサー破損、大ホール（客席）両側の壁面コンクリートはがれ多数

参考2 くまもと工芸会館の被害状況



【被害状況】

給水タンクの未作動、屋根瓦のずれ、エレベーター停止、会議室の天井屋根の一部が落下

参考3 被災した地域公民館



文化財の早期復旧

【文部科学省・国土交通省・総務省】

提案・要望内容

- 1 平成28年熊本地震及び令和8年熊本地震により被災した熊本城並びにその他の国指定文化財について、重複被災という特殊事情を踏まえ、復旧事業に付随する保存・活用に資する整備を含む必要な経費を幅広く補助対象とするとともに、補助率の嵩上げによる十分な財政措置を継続して講じていただきたい。
- 2 特に復旧途上にあった公共施設や文化財については、工法が複雑化する事情を踏まえ、被害を災害ごとに区分することなく、一体的かつ総合的な復旧事業の実施が可能となるよう補助制度の特例的な運用を講じていただきたい。
- 3 県指定、市指定、国登録及び地域の歴史・文化とコミュニティを支える未指定文化財についても、特例措置として災害復旧に活用できる国庫補助制度を創設・拡充するとともに、文化財所有者及び地方公共団体の負担軽減に必要な特別交付税措置その他の財政措置を講じていただきたい。
- 4 文化財の早期復旧に必要となる文化財修理技術者、学芸員その他の専門人材の派遣及び確保を支援するとともに、被害調査、応急保全、設計監理、復旧工事等に対する継続的な人的・技術的支援を講じていただきたい。
- 5 復旧後の再被災を防ぐため、文化財の復旧と併せて実施する耐震化、防災設備整備その他の防災・減災対策について、補助対象経費の拡充など、必要な財政措置を講じていただきたい。

現 状

- 令和８年熊本地震により、本市では文化財建造物の損壊、石造物の転倒、史跡の損傷等が発生している。指定・登録文化財２９１件のうち、令和８年８月２１日現在で５５件の被害を確認しているほか、未指定文化財についても被害調査を実施しており、被害件数及び被害額は今後さらに増加する見込みである。
- 熊本城では、石垣等４０箇所における崩落・変状、天守閣をはじめとする建造物１１箇所における土壁のひび割れ等、法面の土砂崩れを含むその他８箇所の被害を確認している。
- 今回被害を受けた熊本城の石垣の大半は、平成２８年熊本地震においても変状が確認されていた箇所であり、同地震による被災後、復旧工事が進められていた途上で再度被災したものも含まれることから、両地震による被害が複雑に重なり合っている。また、国指定史跡釜尾古墳・塚原古墳群の石ノ室古墳についても、装飾古墳であるという特殊な事情から、有効な修復が困難な状況にある中、令和８年熊本地震により被害が更に拡大し、復旧がより難しい状況となってきている。このため、災害ごとに被害原因や復旧範囲を明確に区分することが困難な状況にある。
- 熊本城を除く文化財の被害概算額は、本市の所管施設だけでも約５億円であり、民間団体や個人が所有する文化財も含めると、さらに多額の復旧費用が必要である。
- 文化財は、一度損傷すると文化財的価値を完全に回復することが困難であり、復旧に当たっては、被害状況の詳細調査、専門家による復旧方法の検討、設計、現状変更等の手続及び復旧工事に長期間を要する。平成２８年熊本地震で被災した文化財についても、現在なお復旧途上にあるものが存在している。
- 国指定文化財については文化財保存事業費補助金等による支援制度が設けられているほか、大規模災害時には補助率の嵩上げや特別交

付税措置が講じられる場合がある。一方で、県指定、市指定、国登録及び未指定文化財に対する支援は十分ではない。特に国登録と未指定文化財については、平成28年熊本地震の際には、民間からの寄付により、多くの民間所有文化財が復旧を実現した。しかしながら、令和8年熊本地震についても同様の支援が受けられるかは不明であり、被災文化財の保存・継承に大きな懸念が生じている。

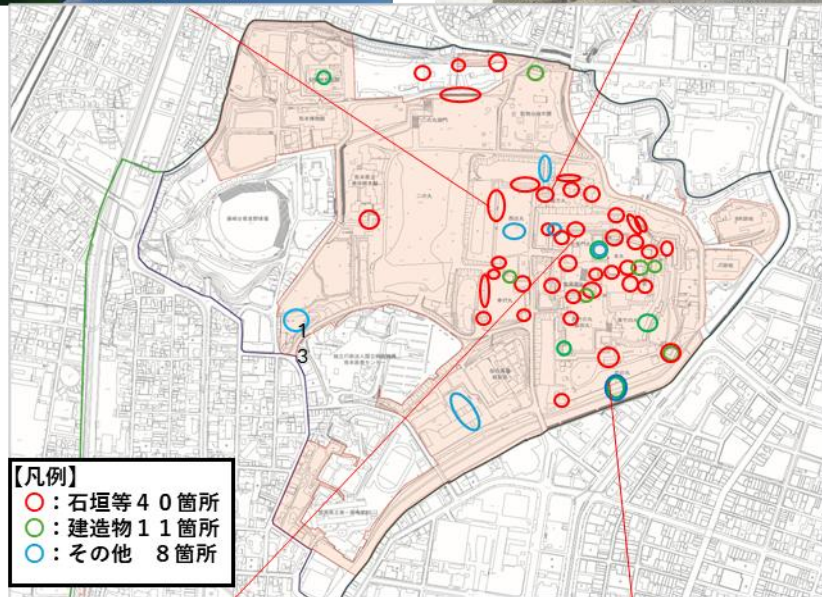
課 題

- 文化財の復旧には、高度な専門知識や伝統的な修理技術が必要であるが、文化財修理技術者、学芸員その他の専門人材は限られており、多数の被災文化財を同時に復旧するための人材確保が課題となっている。
- 被害調査、応急保全措置、設計監理及び復旧工事には多額の経費と長期間を要する。特に、民間所有文化財については所有者の自己負担が大きく、十分な財政措置がなければ、所有者が復旧を断念し、地域の歴史や文化を伝える貴重な文化財が滅失するおそれがある。
- 現行の国庫補助制度は、主として国指定文化財を対象としており、県指定、市指定、及び未指定文化財に対する支援は十分ではなく、被災規模に対して現行制度では対応が困難である。また、国登録文化財についても、補助対象が設計費等に限られ、復旧工事費が対象とならない場合があるなど、所有者及び地方公共団体の負担軽減に向けた制度の拡充が必要である。
- 登録・未指定文化財は地域の景観、記憶、祭礼等を支える一方、所有者の高齢化や資力不足により、制度対象外のまま滅失するおそれがある。被災した文化資源を将来へ継承するため、今回の地震に係る特例的な支援が必要である。
- 熊本城をはじめ、平成28年熊本地震からの復旧過程において令和8年熊本地震により再び被災した文化財については、両地震による被害が複雑に重なっている。復旧事業を災害ごとに区分して実施し

た場合、被害調査、設計、補助申請及び工事管理が複雑化し、復旧の遅れや事業費の増大を招くおそれがある。

- このため、両地震による被害を形式的に区分するのではなく、文化財としての価値を確実に保存する観点から、被害調査、応急保全及び本格復旧を一体的かつ総合的に実施できる、補助制度の特例的な運用が必要である。
- また、被災箇所を原状に復するだけでなく、将来の地震等による再被害を防止するため、復旧と併せて耐震化、防災設備整備その他の防災・減災対策を実施する必要があるが、現行制度では支援対象とならないものがあることから、補助対象範囲や経費の拡充が必要である。
- なお、復旧の遅れにより文化財価値が低下するだけでなく、熊本の歴史・文化の継承や観光振興にも大きな影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が必要である。

参考 1 熊本城の被害状況



参考2 指定文化財の被害状況

指定文化財の被害状況について（R 8. 8. 2 1 現在）

	指定文化財 件数①	確認対象と した指定文 化財数※1	確認済み 件数 ※2	確認結果			
				被害あり② (灯籠の転倒等の 小規模な被害を含 む)		被害なし	被害率 (②/①)
					うち建物全半壊な ど被害の甚大なも の※3		
国指定	42	41	41	10	1 (熊本城跡)	31	23.8%
国登録	40	40	36	15	0	21	37.5%
県指定	91	76	75	10	0	65	11.0%
市指定	118	105	101	20	0	81	16.9%
合計	291	262	253	55	1	198	18.9%

【摘要】

※1 確認対象とした指定文化財数…指定(国登録含む)文化財から無形民俗文化財や鐙や刀剣等の鉄製美術品などを除いたもの。

※2 未確認は山奥にある史跡や、美術館等に寄託されている個人の美術品等で、まだ被害の有無の確認が取れていないもの。

【国指定史跡「熊本藩主細川家墓所（妙解寺跡）」の被害状況】



塀屋根部分の崩落



石橋欄干の落下

被災事業者等への支援及び地域経済の早期回復

【厚生労働省・経済産業省・観光庁】

提案・要望内容

- 1 今回の地震については、既に農地及び公共土木施設等は激甚災害（本激）に指定いただいたところであるが、被災事業者の迅速な復旧・復興を図るため、中小企業等の被害についても、激甚災害（本激）として早期に指定いただきたい。
- 2 度重なる災害により経営基盤が弱体化している事業者も多いことから、被災事業者の事業再建を支援するため、中小企業等特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援補助金）の創設、小規模事業者持続化補助金における災害支援枠の拡充及び自治体連携型補助金の補助上限額の引上げ、更には大企業も含めた支援の実施や制度融資に対する財政措置など、地域の実情に応じた支援措置を講じていただきたい。
- 3 また、商店街等のにぎわい創出に対する支援をはじめ、地震による影響が甚大であった外食需要喚起策を速やかに講じるとともに、本市が独自に実施する復旧・復興支援について、十分な財政措置を講じていただきたい。
- 4 地震の影響により落ち込んだ観光需要の早期回復を図るため、被災地域の安全性や観光施設等の営業状況に関する正確な情報発信を強化するとともに、（仮称）九州応援割など旅行・宿泊等の需要喚起の早期実施及び誘客促進に対する十分な財政措置を講じていただきたい。
- 5 被災事業者の事業再建と雇用の維持・確保を図るため、雇用調整助成金における支給期間の延長等や雇用保険失業給付の給付日数延長等の特例措置を講じるとともに、経営相談や合同就職説明会など、地域の実情に応じた雇用施策や事業継続支援に柔軟に活用できる財政措置を講じていただきたい。

現 状

- 多くの事業者が、平成28年熊本地震で甚大な被害を受け、その後も豪雨被害など度重なる災害に見舞われたうえ、コロナ禍、物価高騰など経営環境の変化への対応を迫られる中、この度の災害により更なる打撃を受けた。
- 令和8年熊本地震により、多くの事業者が工場や事業所等の復旧作業及び安全確認のため、操業停止や休業を余儀なくされた。
- 建物、製造設備、機器及び備品等の被害により、商品の製造・販売等ができず、売上げが減少するなど、事業活動に大きな影響が生じている。
- 物流・サプライチェーンの停滞も発生しており、施設・設備に直接的な被害がない事業者においても、原材料等の仕入れ、製造、販売及び取引等に影響が及んでいる。
- 観光・宿泊業では、地震発生後、宿泊予約のキャンセルによる損害額が約18億円(推計値)生じており、また、主要観光地である熊本城及び水前寺成趣園では、来場者が約5割減となるなど、急速に観光需要が減少し、その影響は宿泊業のみならず、飲食業、小売業その他の関連事業者及び商店街においても広く波及している。
- 外食・物販においては、店舗被災や臨時休業にとどまらず、被災をしていない店舗でも観光キャンセルに伴う需要の急減による影響や風評被害などにより、売上げの減少見込みが約27億5千万円(推計値)に及ぶなど、大きな影響が生じており、9月末頃まで予約キャンセルが相次ぎ、営業再開後も客足の戻りは鈍いという現状がある。また、売上は前年同月比で約50%～80%減少したという事業者もある。
- 被災した事業者の中には、休業や事業活動の縮小を余儀なくされる事業者もあり、事業活動の停滞が長期化した場合には、従業員の雇用への影響が懸念される。熊本労働局が取りまとめた令和8年熊本地震に係る関連相談は、8月20日現在、延べ約 2,000 件となっており、主な相談内容は、雇用保険、雇用調整助成金、休業手当などとなっている。

課 題

- 農地及び公共土木施設等は激甚災害(本激)に指定されたが、甚大な被害を受けたにもかかわらず、中小企業等については、激甚災害(本激)として指定されておらず、事業者等の復旧・復興に遅れ等が生じるおそれがある。
- 被災した工場、店舗、事業所及び生産設備等の復旧には多額の費用を要する一方、操業停止や休業による売上げの減少も生じており、事業者の自己負担のみでは早期の復旧・再建が困難となるおそれがある。
また、平成28年熊本地震など過去の大規模災害でも被災した事業者が、今回の地震でさらに債務を負うことも想定され、事業の再建のためには、よりきめ細かく柔軟な支援が求められる。
このため、施設・設備の復旧・事業の再建を支援する「なりわい再建支援事業」等を速やかに創設する必要がある。
- 施設・設備の直接被害に加え、顧客や販路の喪失、物流・サプライチェーンの停滞等による間接的な影響も生じている。このため、新事業への取組、販路開拓、広報及び施設・設備の修繕等を幅広く支援できる小規模事業者持続化補助金の災害支援枠の拡充が必要である。
- 被災事業者は、施設・設備の復旧費に加え、売上げが減少する中で運転資金や人件費等を確保する必要がある。このため、補助金による復旧支援と併せて、制度融資、信用保証料補給及び利子補給等を組み合わせた資金繰り支援が必要である。
- 本市が地域の被害状況や事業者のニーズに応じて、制度融資その他の独自支援を実施する場合には、新たな財政負担が生じる。このため、本市が復旧・復興支援を機動的かつ継続的に実施できるよう、国による十分な財政措置が必要である。
- 観光・宿泊業は、施設の直接被害だけでなく、予約のキャンセルや旅行の手控え等による影響を受け、その影響は飲食業、小売業等の関連産業にも及ぶ。このため、正確な情報発信や観光需要の喚起等により、地域全体の需要を早期に回復させる必要がある。

- 商店街等については、来街者と消費を回復させ、地域の商業機能及びコミュニティ機能を再生する必要がある。このため、集客及び消費喚起等のにぎわい創出に対する支援が必要である。
- 休業や事業活動の縮小が長期化した場合、被災事業者が従業員の雇用を維持することが困難となり、事業再建に必要な人材の流出や地域雇用の悪化につながるおそれがある。このため、雇用調整助成金の拡充や支給期間の延長等により、事業再建までの雇用を下支えする必要がある。
- 離職を余儀なくされた労働者については、再就職までの生活の安定を確保する必要がある。しかし、被害の長期化や地域の雇用情勢によっては、通常の給付期間内に再就職することが困難となる場合も想定されることから、雇用保険失業給付の給付日数延長等の特例措置が必要である。
- 一方、地方公共団体が被災事業者向けの経営相談や離職者等を対象とした合同就職説明会等を実施する場合、会場設営、周知広報及び相談体制の確保等に新たな財政負担が生じる。このため、事業の時期、対象及び内容を地域の実情に応じて設定できる、柔軟な財政支援制度が必要である。

参考 令和8年熊本地震による地域経済への影響

被害額推計(令和8年8月13日時点) ※熊本市調べ

項目	被害額
宿泊キャンセル損害額	約 1 8 億円
会合等キャンセル損害額	約 2 億円
飲食業影響額	約 1 5. 2 億円
小売業影響額	約 1 2. 3 億円

農漁業者の経営継続と農水産業施設の強靱化に向けた支援

【農林水産省】

提案・要望内容

- 1 農業者の営農継続に向けて、被災した農業生産施設・機械、共同利用施設等の復旧のため、「農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ：補助率国 1/2）」や「被災施設整備等対策」等を適用いただくとともに、必要な予算の確保と地方財政措置の充実を図っていただきたい。
また、成果目標設定、面積下限要件、耐用年数要件等の適用除外を行うとともに、補助事業に係る手続きの迅速化について特段の配慮をしていただきたい。
- 2 農地や農道・水路等の農業用施設の早期復旧に向けて、必要な予算を確保するとともに、災害査定や変更協議等の事務手続の簡素化・迅速化を図っていただきたい。
また、基幹的農業水利施設の災害復旧事業については、当該施設の復旧により本市全体の災害復旧事業の補助率が低下することのないよう、補助率増高制度に係る特例措置を講じていただきたい。
- 3 漁港・漁業用施設等の水産関係施設の復旧に向けて、必要な支援措置を講じるとともに、海苔加工施設についても支援の対象としていただきたい。
- 4 上記復旧事業については、原形復旧にとどまらず、将来の大規模地震による被害の再発防止に向け、耐震補強や免震化などの強靱化対策についても補助対象とするとともに、その実施に必要な経費について、原形復旧との差額を含め十分な予算を確保していただきたい。

現 状

- 令和 8 年熊本地震により、本市においては、農業生産施設・機械、農地・農業用施設、水産関係施設について、合わせて 22 億円の被害が発生している。(令和 8 年 8 月 2 1 日現在)
- 農業生産施設・機械については、農業用倉庫、畜舎等の損壊が多数発生している。また、農業協同組合が所有する共同利用施設等において、選果ラインや予冷库の破損、施設外壁のひび割れ等が確認されている。
- 農地・農業用施設については、農地の地割れや隆起、農道のひび割れ、水路・頭首工・ため池の破損等合わせて 6 3 8 件が確認されている。(令和 8 年 8 月 2 1 日現在)
- 水産関係施設では、漁港施設のコンクリート舗装のひび割れ、水産業共同利用施設であるホイストクレーンの傾きや海苔乾燥機の動作不良等が確認されている。

課 題

- 被災した農業生産施設・機械の再建・修繕には多額の費用を要する。特に近年は資材高騰により農業者の生産コストが増加している中、今回の震災で更なる負担が強いられることから、農業者の営農継続のためには、農地利用効率化等支援事業(被災農業者支援タイプ)の施設の強靱化を伴う復旧を含め、補助率の嵩上げについて特段の支援が必要である。
- 農地利用効率化等支援事業(被災農業者支援タイプ)、被災施設整備等対策、農林水産業共同利用施設災害復旧事業を活用した復旧は、早期の営農再開を目指すものであり、生産性の向上を目的とするものではない。このため、成果目標の設定、面積下限要件や耐用年数要件の適用等は、これら事業に馴染まない。また、これらの要件は被災農業者に過大な負担を課すものである。

- 農地・農業用施設については、令和7年8月豪雨や本年6月の大雨による被害の復旧を進めている中、今般の地震により広範囲に被害が発生し、被害調査、災害査定、設計、工事発注及び変更協議等を同時並行で進めていく必要があることから、迅速な復旧に向けて、重要変更の要件緩和など事務手続きの簡素化が不可欠である。
- 頭首工等の基幹的農業水利施設は、多数の農業者が受益者となる施設であるが、現行制度では当該施設の復旧に伴い、本市全体の災害復旧事業に係る補助率が低下する可能性がある。このため、被災農業者は、自らの農業生産施設・機械等の復旧費用を負担することに加え、農地・農業用施設の復旧に係る受益者負担も増加することとなり、過重の負担を強いられる。こうした状況により、営農継続に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。
- 海苔加工施設においては、乾燥機の位置ズレや基礎の破損、水槽や結束機などの付属設備の破損といった被害が多数確認されている。熊本県内の海苔生産量・産出額の約7割を占める本市の海苔養殖漁業を維持していくためには、国の支援対象となっていない乾燥機及び付属設備の一体的な復旧を支援していく必要がある。
- 10年間で2度の大規模地震を経験していることを踏まえると、被災前と同等の機能・性能による復旧にとどまった場合、将来再び大規模地震が発生した際に同様の甚大な被害が生じるおそれがある。このため、今般の復旧にあたっては、防災・減災の観点から、木造施設の鉄骨造への建替えや耐震性に優れたパイプラインの整備など、施設の更なる強靱化を併せて推進する必要がある。

参考 1 農業用倉庫、野菜選果施設の被害状況



農業用倉庫の倒壊



野菜選果施設の損壊

参考 2 農地や農道・水路等の農業用施設の被害状況



農地の地割れ



農道の破損



水路護岸の破損



ため池の堤体のひび割れ

参考3 漁港施設等の被害状況



漁港の舗装のひび割れ



ホイストクレーンの傾き



海苔乾燥機の位置ずれ



付属設備（海苔選別機）の破損

参考4 木造の農業用倉庫（100 m²）が被災した農業者の負担額の試算

【強靱化分に対して国の補助率3割の場合】

	木造の農業用倉庫へ復旧	鉄骨の農業用倉庫へ強靱化	
費用 ¹	900 万円	1,170 万円	
支援額 (現行)	810 万円 ²	復旧分	810 万円 ³
		強靱化分	189 万円 ⁴
農家負担額	90 万円	171 万円 (+ 81 万円)	

1: 「建築着工統計調査」(国土交通省)の熊本県の値を参考

2: 農地利用効率化等支援事業(被災農業者支援タイプ)による9割補助(国:5割、県:2割、市:2割)を想定

3: 「木造の農業用倉庫へ復旧」の支援額を適用

4: 令和6年能登半島地震と同じ農地利用効率化等支援事業(被災農業者支援タイプ)での支援を想定(強靱化にかかる費用(270万円(1,170万円-900万円))の7割補助(国:3割、県:2割、市:2割))

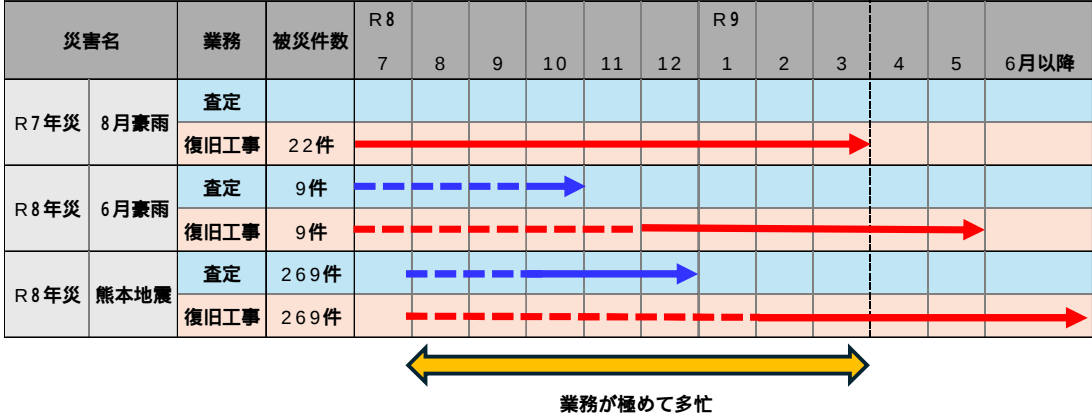
【強靱化分に対して国の補助率5割の場合】

	木造の農業用倉庫へ復旧	鉄骨の農業用倉庫へ強靱化
費用	900 万円	1,170 万円
支援額	810 万円	1,053 万円
農家負担額	90 万円	117 万円 (+ 27 万円)

: 強靱化にかかる費用(270万円(1,170万円-900万円))の9割補助(国:5割、県:2割、市:2割)

参考5 災害復旧に係る業務負担（被害調査・災害査定・設計・工事発注など）

農地等災害復旧事業 被災件数



参考6 基幹的農業水利施設の被災が国庫補助金に及ぼす影響（補助率試算）

「地元負担率の試算」

令和7年度の実績を参考に、今回被災した基幹的農業水利施設の受益者 2,000 人を加えて試算

（単位：％）

基幹的農業水利施設を含まない場合 （受益者：200 人）	種別	国庫補助率（激甚）	地元負担率
	農地	97.4	2.6
	施設	99.4	0.6

（単位：％）

基幹的農業水利施設を含む場合 （受益者：2,200 人）	種別	国庫補助率（激甚）	地元負担率
	農地	79.4	20.6(+18.0)
	施設	91.7	8.3(+ 7.7)

災害復旧に係る財政等支援

【内閣府・総務省・財務省】

提案・要望内容

- 1 国において復旧・復興に必要な財源を十分確保し、地方の実情に応じた財政需要に確実に対応いただきたい。また、災害復旧にかかる地方負担については、地方交付税による所要額の確保等必要な財政措置を講じていただきたい。
- 2 酷暑下・猛暑下における被災者の健康管理や災害関連死の防止が喫緊の課題となっている中、災害救助法の対象枠の拡大や基準額の引き上げ等、制度の柔軟な運用をお願いしたい。
- 3 被災自治体が復旧・復興に全力で取り組むためには、国からの支援が不可欠であり、地域の実情に応じたきめ細かなニーズに対応していく必要もあることから、平成28年熊本地震と同様の特別な財政措置を講じていただきたい。
- 4 税等の減免や震災特例等による減収にかかる補填措置については、地方の財政運営に大きな影響を与えないよう、特段の財政措置を講じていただきたい。
- 5 被災者の生活再建支援及び公共施設・インフラ等の復旧を迅速かつ着実に進めるため、中長期派遣による必要な人員、特に、建築職員や農業土木職員など、専門的な知識と経験を有する技術職員の確保に取り組んでいただきたい。

現 状

■令和8年熊本地震においては、避難者の数は最大約2,500人に上

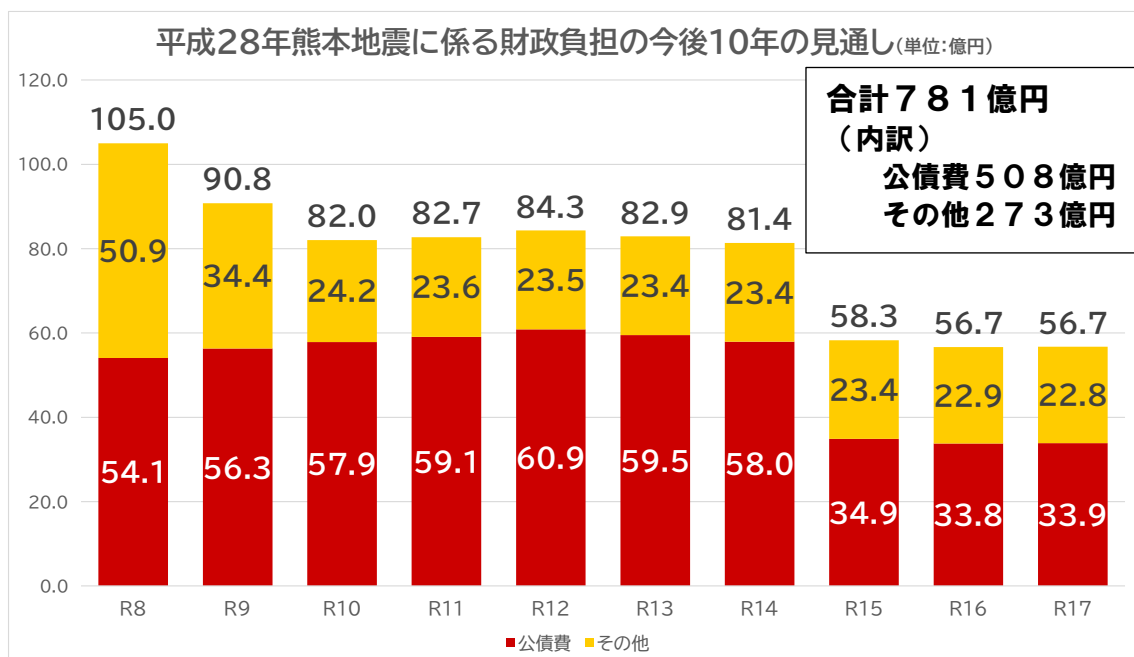
り、住家被害は11,900棟を超え、住まいを失った市民への生活支援が急務となっている。また、農水産業関連施設や企業も多数被災し、本市の産業に大きな影響を与えている。

- 本市としては、被災者支援や公共施設の復旧等に全力で取り組んでいるところであるが、今回の地震は、甚大な被害をもたらした平成28年熊本地震からわずか10年での発災であり、当時の震災からの復旧・復興に係る財政負担が未だ残る中、今後再び復旧・復興を進めていくために必要な経費が、新たな中長期的負担となって本市財政を圧迫することが懸念される。
- 今後、被災住宅の応急修理、公費解体、みなし仮設住宅への入居支援など、被災者の生活再建に係る各種制度を円滑に実施するにあたり、多くの人員が必要となる。また、農業関係施設や公共施設等の復旧に必要な被害調査、災害査定、設計、積算、工事発注、監理等の実施にあたり、専門的な業務を担う技術職員が不足している。

課 題

- 被災者の生活再建に加え、公共施設の復旧や地域経済への支援、さらには、既存の制度では十分に対応できない地域の実情に応じたきめ細かなニーズへの対応などにも多額の財政需要が見込まれており、通常の制度の枠内で必要な財源を確保することは困難である。
- 今後、多岐にわたる生活再建業務と本格化する復旧事業を進めていくにあたり、既存職員のみで対応することは困難であり、特に、専門性を要する業務については、本市単独に必要な技術職員を確保することが難しいことから、地方公共団体等からの中長期的な人的支援が必要である。

参考 平成28年熊本地震における財政負担の状況



※ 「その他」は、熊本城や文化財等の災害復旧経費、企業会計への繰出金など。

※ R18年度以降においても、公債費のほか、熊本城や文化財等の災害復旧経費や企業会計への繰出金が見込まれる。

■ 今後見込まれる平成28年熊本地震に係る災害復旧事業費（熊本城など）

592億円

■ 令和7年度決算時点の平成28年熊本地震に係る市債残高

613億円